

2 - 2 . 国際条約の重要性とその現状

2 - 2 - 1 . パリ条約及びPCT (報告者 野田 雅一)

(1) 講演日時 : 2004 年 2 月 18 日 14:15 ~ 15:00

(2) 講師 : 野田 雅一

(3) 講演内容

(a)多くの国で特許権を得るまでの問題点

- ・出願人に多くの作業負荷がかかる

- ・多くの国へ短期間のうちに迅速に出願することは困難

(b)パリ条約による解決法 (第 4 条「優先権」)

- ・最大 1 年間の出願手続きの猶予期間が与えられる。

(c)タイはWTO加盟国

- ・TRIPs 協定により、優先権に関するパリ条約 4 条の規定はタイに対し効力を生ずる。

(d)パリ条約の優先権の改善すべき点

- ・出願人の作業負荷が重く、各国で費用が発生する

- ・各国の特許庁にて出願の方式審査と従来技術調査の作業負荷が重複して発生する

(e)PCT の特徴

- ・出願手続き、先行技術調査、方式審査と、技術情報の普及についての合理化および国際協力を目的とする点

- ・複数の国へ出願する場合の、出願人と特許庁の双方の利益を考慮し、簡素化および効率化を図っている点

- ・パリ条約に基づく特別な取扱いであり、パリ条約の加盟国だけに開放された条約である点

(f)PCT の持つシステムの概要説明

- ・国際出願、・国際調査、・国際公開、・国際予備審査

(g)PCT に関する統計情報

- ・PCT 出願件数は着実に伸びている。・加盟国数も着実に伸びている。

(h)PCT のメリット

- ・多数の外国への出願手続きに代わり、1つの言語で書かれた 1 セットの出願書類を 1 つの特許庁へ提出することを可能とした点

- ・国内段階へ移行する前に、自分の発明の経済的価値と特許を取れる可能性について評価することが可能となる点

- ・従来の外国出願に相当する国内移行を行うかどうかの判断を、優先日から最大 30 ヶ月後まで、延期することができる点

- ・PCT による国際出願をした日は、それぞれの国に国内出願をした日と同じ

効果を持つ点

(i) 感想

タイは、ここ数年、PCTに加入するための検討や準備を進めてきたこともあり、聴講者はとても熱心に私の講演に耳を傾けてくれたとの印象を持った。今回は、多数国へ出願する場合の問題点を通して、パリ条約及びPCTの意義を、順を追ってうまく説明できたと思う。また、PCTの特徴的な制度を、具体例を示しながら説明できたので、聴講者にPCTのメリットをうまく伝えられたと思う。